

Title	契約の法思想史
Author(s)	加藤, 恵司
Citation	キリスト教と諸学 : 論集, Volume27, 2012.3 : 185-199
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3903
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

契約の法思想史

加藤 恵 司

一 はじめに

古代イスラエル法における契約 (covenant) の概念は、神と人との関係を結ぶ重要な要素である。それは神と人との関係ばかりでなく、人と人が交わす契約に及んで、法の思想においても欠かすことのできないものとなつていゝる。国家と市民との間で結ばれる契約を社会契約といい、国家を含まない契約は私人間で結ばれるものであり、本稿では後者における契約について考察する。

民法学者、穂積重遠が「旧約全書の契約観念」という論文を著している^①。彼の父穂積陳重は民約論について考察したが、この背後に「社会契約思想の素地があつた」ことを認め、その素地には「旧約全書がうるさい位に契約と繰り返した事^②」によると確信し、「旧約聖書に現れた契約概念を網羅的に拾つて見たい」と古代イスラエル法に注目したものである。戦争を目前にして治安維持法が緊急勅令という形式で改定せられた同じ年にこのような研究をしていたことに敬意を抱かざるを得なかつた。その内容は、ノア契約からモーセ、ダビデの契約に言及し、契約の

履行について神と人を区別して述べ、契約の更新、契約不履行の信実義務、契約不履行の違約罰などに至っている。また、契約を連帯責任から個人責任への発展としてとらえ、契約が結ばれるのは具体的な利益の場合であって、土地の所有権に原点があると論じる。それが君民契約、更には社会契約へ発展していったと論じている。実に含蓄に富み、多くの示唆が与えられた。

第七代最高裁判所長官であった藤林益三は、無教会の伝道者としても活躍した。彼は彼の属する無教会の集会における聖書研究の成果として『聖書と契約』^③を著した。彼は、契約というギリシャ語「ディアセーケー」(diasekei)に注目して、次のような議論を展開している。ディアセーケーの第一の意味は、遺言であり、「有効な遺言」は勝手に無効としたり、追加したりすることができない。遺言は、死によって効力が生じるものであるが、遺言者は生前に意志を表明している。遺言の契約は、受遺者の意向に配慮されることはない。遺言の契約のように、聖書における神の意志は、神の側から一方的に結ばれる片務的契約である。第二の意味は、協約、契約、意志表示、指(命)令、規定、制度、約束などと訳され、人間の自由意志による受諾を前提とするものである。ただ本人の同意だけではなく、先祖が結んだ契約も子孫にまで効力がある。社会契約はここに由来している。第三の意味は、旧約、新約の「約」に当たるもので、これまでとは性質の全く違った契約である。それは、イエス・キリストのもたらした新しい救いの福音であり、時代の経過によっても古びない。その新しい契約に導いた旧約における契約についても彼はつづさに解説している。^④

いずれも「契約」に注目して論じている。契約の思想は、古代シュメール法、古代イスラエル法においても認められ、そもそも法の存立と共に生み出されたものである。本稿では、我が国における民事上の契約を念頭において古代イスラエル法の契約概念と対比してみたい。信仰の問題を日常性の事柄について比することに異論があるかも

しれないが、生活に密着した法に現れた思想の根源を探る一助となると考えるからである。古代イスラエル法の研究者は法的な意味を有すると思われる用語を見出し、その語の使用されている背景を検討する^⑤。このような手法は、古代法の研究で著名なメイン以来行われてきたきわめて有効な方法である。しかし、本稿は穂積重遠に触発され、彼のとった立場の向きを変えて現行民法に示されている契約の思想を古代イスラエル法に基づいて理解しようとするものである。我が国の法思想は、西欧法の継受であり、その底流にある古代イスラエル法と我が民法を検証するとき、古代イスラエル法の契約思想が明確にされると考えるからである。

二 契約自由の原則

契約自由の原則は、現代社会では自明のことのように考えられている。それは、人間の基本的人權の根拠となっているからである。人の意思が明確に表明されたり、拒否されたりという意味において基本的人權と言いつけることができる。現代社会においては、当事者の人格を尊重し、私人間（法人も含めて）の生活に国家は介入することなく、当事者間で結ばれる契約は個人の意思に基づくものである。これは、私的自治の原則ともいわれ、個人の自由・平等、財産の私有、独立の人格を前提として権力が介入しないことである^⑥。

キリスト教と法の関係において先駆的役割を果たしたハロルド・ベールマン (Harold J. Berman) は、契約の自由は、「教会法の法源」であり、……（中略）……教会法の基本原則の多くが、国家法に取り入れられ、当事者の意志、自治に基づいて認められるようになった」として契約自由の原則を高く評価している。その視点から「現在の契約法は、神に対する義務という理論から逆の方向に進んでいる」と指摘する。ベールマンにも明らかに認められるの

であるが、契約の自由はリバタリアンの経済理論を背景にしていることは明らかである。⁸⁾

民法五二六条二項では「申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があつた時に成立する」とあるように、契約を成立させるためには、当事者の意思表示と承諾が要件となる。しかし、達成されるまでに当事者の予見し得なかつた事態が発生したとき「事情変更」が認められるかについては、歴史的にも各国の民法にも一致した法理を見出すことは困難である。しかし、この事情変更の法理は、カノン法に端を発していることだけは確かなことである。契約の自由の概念は、国家から離れ、神からも離れて社会の大原則となっている。

契約自由の原則について、我が国の法制上には明文化された規定を見出すことができない。日本国憲法では憲法一三条の「個人の尊重」に根拠を置いている。「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」とあり、私人の問題については国家は義務を負わないという立場であるが、個人の尊重は国家の責務であることの宣言でもある。「人権は、戦後の憲法では、個人尊厳の原理を軸に自然権思想を背景として実定化されたもので、その価値は実定法秩序の最高の価値であり、公法・私法を包括した全秩序の基本原理であつてすべての法領域に妥当すべきものであるから、憲法の人権規定は私人による人権侵害に対しても何らかの形で適用されなければならない⁹⁾」のであつて、契約における人権侵害があれば国家は侵害を排除する責務はある。私人間の問題に憲法を適用すべきではないという無効力説になると契約の自由の原則も成り立たなくなる。むしろ、国家は契約について放任するのではなく、個人の人権を尊重し、国民の幸福追求を保護し、保障せねばならない。

憲法ばかりでなく民法においても、契約の自由の規定は存在しないが、憲法第一三条を受けて、民法第九〇条の

「公序良俗」、第九一条の「任意規定と異なる意思表示」などを基盤としている。民法は私的自治を原則とし、個人の人格と生活を尊重するために財産権の保障（所有権）と契約自由の原則（債権）を内容としたのである。¹⁰⁾

我が国の契約法では一三項目の契約の種類が挙げられている。すなわち、民法では第五四九条から第六九五条の贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解を内容とする契約である。これらを典型契約または有名契約と称している。これらの典型契約以外の契約、例えば、医療契約、学校教育契約、旅行契約、出版契約、リース契約、レンタル契約などを非典型契約、無名契約という。無名契約は、民法の制定時に予想し得なかつた契約である。契約の自由の原則は公序良俗に反しない限り無名契約も認められており、今後も新しい契約が拓かれていくであろう。混合契約という言葉もあり、典型契約と非典型契約の両者が混合している契約である。典型契約は重要な契約としてのモデルであつて、さして重要な意義を見出すことができない。古代イスラエル法にはこのような典型契約、非典型契約の区別があるわけではない。

契約は、当事者の自由な意思に基づいて締結される。契約の自由には、契約締結の自由、契約相手方選択の自由、契約内容の自由、契約方式の自由が含まれている。¹¹⁾ 第一の契約締結の自由は、契約に際して、当事者自らが決定することの意味である。例えば、自己の所有物を購入したいという相手からの申し入れに、承諾する必要はないし、承諾することを第三者や国にも強制されることがないという原則である。第二の相手方選択の自由は、契約の相手方を誰にするかという意思もまた自由である。例えば、同じ物売る人が複数いる場合、誰から買おうと自由であり、逆に売主になった場合にも、欲する人を選択することも自由である。第三の契約内容決定の自由は、契約の内容や条件をつけることも可能である。売買でいえば、金額や支払い方法、物の引き渡し時期等々について当事者間で自由に決定できる。最後の方式の自由は、契約は当事者の合意だけで成立する。契約は必ずしも契約書を作成す

る必要もなく。当事者の意思が一致すればよい。それを書面に認めようとも、口頭のままにするのかも自由である。契約の自由は私有財産制を背景に行われる。しかし、契約の自由においても弱者が保護されなければならず、資本主義の著しく発展し、利益が特定の人に掌握される弊害に対し、国家による平等回復を図ることが求められることも少なくない。労働法、借地借家法、農地法などがその典型である。

三 諾成契約

契約は、当事者の合意であるから契約を交わすことに一定の形式はないことは既述のとおりである。古代イスラエルでは、アブラハムは、「あなたは生まれ故郷、父の家を離れて、わたしが示す地に行きなさい」という神の言葉に従って、行く所知らずして旅に出たのであり、神との契約に従ったことを意味する。道垣内は契約の拘束力について「古代社会では契約についても神が介入した。旧約聖書『創世記』に見られるユダヤ民族の国家建設は、神とアブラハム、その子孫のモーセとの『契約』によって建国がなされ、契約は神の下に守られ、人は神に対して契約を守り、人も互いに契約を守らなければならない」と述べ、契約の拘束力について考察している。このような指摘からいえることは、信仰そのものが諾成契約であるということである。人が告白する信仰は神との契約であり、信仰の放棄は、契約違反あるいは契約解除である。この解除は、神にはなく、人の一方的な解除である。

民法においては、諾成契約は私人間における合意によって成立し、特別な形式を有しない。典型契約では売買、賃貸借、雇用が諾成契約である。売買では要物契約として当事者間で物品と金銭が相互に交わされれば契約が成立し、特別な形式は求められない。しかし、現代の多様化社会では、売買も複雑となり、消費者保護として一定の要

式主義も採用されるようになってきた。例えば、訪問販売に関する法律では「書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除」(第六条)とあり、要式主義でなければならぬ。これによってクーリング・オフが制度化されるようになった。このように要式契約は、契約の成立した要件を書面で作成することが求められる。契約ではないが手形、遺言は要式主義である。書面によらない贈与の撤回については(民法五五〇条)は純然たる要式契約の規定ではなく、書面契約の方が有利であることを明らかにしている。これも契約ではないが、結婚(民法七三九条)、養子縁組(民法七九九条)、出産などは届出制であるから要式契約である。

先のアブラハムの例では、彼は、みずからの意思に従って故郷を離れて、神との契約を履行したのである。それに対して神は「わたしは、あなたが滞在しているこのカナンのすべての土地を、あなたとその子孫に、永久の所有地として与える。わたしは彼らの神となる」¹⁴とカナンの地を永久の所有として与えたのである。更に「神はまた、アブラハムに言われた。『だからあなたも、わたしの契約を守りなさい。あなたも後に続く子孫も。あなたたち、およびあなたの後に続く子孫と、わたしとの間で守るべき契約はこれである。すなわち、あなたたちの男子はすべて、割礼を受ける。包皮の部分を切り取りなさい。これが、わたしとあなたたちとの間の契約のしるしとなる。いつの時代でも、あなたたちの男子はすべて、直系の子孫はもちろんのこと、家で生まれた奴隷も、外国人から買い取った奴隷でああなたの子孫でない者も皆、生まれてから八日目に割礼を受けなければならぬ。あなたの家で生まれた奴隷も、買い取った奴隷も、必ず割礼を受けなければならない。それによって、わたしの契約はあなたの体に記されて永遠の契約となる』¹⁵と記され、要式契約を交わすこととなった。この割礼問題は新約の時代に廃せられるまで、古代イスラエルの契約のしるしであった。契約には形式が必要とされるものがある。契約を交わすことによって一

定の要式が求められるようになることは片務契約から双務契約への推移とみることができる。

四 双務契約と片務契約

双務契約は、契約によって当事者の双方が互いに債権を有し、債務を負うものである。売買契約にたとえると、売主は買主に対して財産権を移転する義務（債務）があり、買主は売主に対してその代金を支払う義務（債務）がある。よって売主と買主の双方がお互いに債務を負うだけでなく、買主は財産権を得る債権を有し、売主は代金を得る債権を有していることになる。¹⁶ 売買契約は双務契約である。このように賃貸借、請負、有償の委任、有償の寄託、雇用なども双務契約である。片務契約は、当事者の一方だけが相手方に対して何らかの債務を負っている契約であり、贈与は典型的な例である。負担付贈与でない限り、贈与者は財産を相手方に与える義務を負うが、受贈者には義務はない。贈与は、片務契約であり、使用貸借、消費貸借、無償の寄託、無償の委任も片務契約の例である。

モーセの契約、すなわちシナイ契約では、契約関係が一層はつきりとしてくる。この契約は出エジプト記に記されており、申命記資料とエロヒム資料によって資料が複雑に交錯しているところでもある。この点については稿を改めたいと思っているが、双務契約としての意義がある。すなわち、神が与えた契約について「モーセは戻つて、民の長老たちを呼び集め、主が命じられた言葉をすべて彼らの前で語つた。民は皆、一斉に答えて、『わたしたちは、主が語られたことをすべて、行います』と言つた」¹⁷とあり、両資料とも民がこの契約に従順に従うという契約が交わされている。これ以後、イスラエルの民は、契約の更新を繰り返し、律法を唱えて祭儀が展開されていくことに

なる。契約の当事者双方が債務を負担することが双務契約というわけであるから、神はイスラエルの民を奴隷から解放し、その後も引き続き約束の地に導く債務を負い、民は服従の債務を負ったのである。この契約は古代イスラエル法の発展においてその機能を挙げた。この契約は、モーセによって示された片務的契約と考えられなくもないが、イスラエルの民は服従の負担を負い、新しい展開が拓かれていった。

片務契約は、当事者の一方だけが負担を負わない契約であり、贈与、消費貸借、使用貸借、寄託契約のように返還を約束した一方が物権を受け取ることで成立する。このように民法的な意味では物権における契約であり、シナイ契約は物権の引き渡しではない。

この双務・片務契約の思想はローマ法に由来すると言われるが、契約は当初から双務・片務の関係が存在していたのである。

五 信義誠実の原則

民法の規定には、諾成契約、双務・片務契約のほか、債権者、債務者が経済的出捐を要する有償契約と無償契約がある。古代イスラエル法ではこのような経済的な視点は明らかにされていない。一時的契約、継続的契約の区別もあるが、一回限りで債務関係を終了するのを一時的契約といい、賃貸借のように将来に向けて債務が消滅するのを継続的契約と称している。また、債務の成立についてその原因事実と結びついた有因契約などの考え方もあるが、これらには触れなかった。

契約の締結と履行にあたって、債務者は債務を終えるまで債権者の信頼を裏切ることなく誠実に行動するという

信義誠実の原則が強く働くのである。これは「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」（民法第一条二項）という民法の基本原則であり、当事者相互の信頼関係を支配するものである。この規定は戦後の民法になってからで、それまでは法文には存在しなかった。それは、債権債務の関係において債務者の義務の履行のみを要求していたことを意味する。しかし、スイス民法第二条第一項に「何人も、権利の行使と義務の履行は、信義誠実（の原則）に従ってこれをなさなければならない」と表現し、戦後になって、我が民法は、スイス民法を採用したのである。信義誠実の原則は債権者・債務者の双方に適用される法理である。契約の履行だけでなく、商品の宣伝・説明、契約書作成などは契約の締結以前から求められる。

信義誠実の原則は、戦後の我が民法に記されたごく新しい契約である。旧約のノア契約、アブラハム契約、ダビデ契約などは義務の伴わない神の一方的な愛の約束であった。イエスによる新しい契約は、神の一方的な愛の契約であって、新約の特徴である。¹⁸この契約は、「しかし、来るべき日に、わたしがイスラエルの家と結ぶ契約はこれである、と主は言われる。すなわち、わたしの律法を彼らの胸の中に授け、彼らの心にそれを記す。わたしは彼らの神となり、彼らはわたしの民となる。そのとき、人々は隣人どうし、兄弟どうし、『主を知れ』と言って教えることはない。彼らはすべて、小さい者も大きい者もわたしを知るからである、と主は言われる」というエレミヤが預言した契約でもある。この心に記された契約こそ信義誠実の原点でなろうか。

六 古代イスラエル法の契約

藤林益三によれば、「契約の当事者」は、個人間、集団と集団、王と国民、神との契約の四点を挙げている。¹⁹この

順序を逆にして神との契約から述べてみたい。神との契約は、ノア契約（創六―九章）、アブラハム契約（創一五―一七章）、モーセのシナイ契約（出一九―二四章）などに見られる形式である。これらは、神が特定の人を選んで歴史上の事件において「神が言われた」として理解されている。ここでは、カズイシユティシユ方式ではなく、アポディクティシユ方式で述べられる。ハムラビ法典に代表される古代オリエントの法はカズイシユティシユ方式であり、アポディクティシユ方式は古代イスラエル法の特徴である。⁽¹⁾オリエントでは国王がやはり神から授与されたものを民衆に伝えてはいるが、旧約では具体的な事件をとおして、神が命じられたことを伝え、その神との関係において制定された。ここでは、神との関係を断つことも可能であったが、彼らは信仰的決断によつて受け入れた。契約法は、当事者間の決断、合意であつてすべての契約は当事者間の判断に基づくのである。

例えば、モーセに率いられたイスラエルの民は流浪の民であり、そこから逃れることはできなかった。そこを離れるならば生存できない状況があつた。古代オリエントでは、そのような緊迫感がなく、むしろ強大な権力を背景にしながらかズイシユティシユ方式を王の命令として服従する群衆であつたのである。それに比べイスラエルの民は「契約の民」といわれ、事件の指導者、神と遭遇した人々の言葉を神から授与された法として受け止めた。契約は、必ずしも対等であることではなく、非対等であつても宣言されたその法を受容する道しか残されていないこともある。古代イスラエル法ではこの法を受容を信仰とおきかえている。古代イスラエル法の契約観の基礎は神との契約である。

第二に、王と国民との契約が交わされる。イスラエル民は、契約の民といわれる。契約が個人的に結ばれるより前に「民」であることに着目したい。国家の法律制定権は、人権の保障をはじめ、福祉政策にしても個人ではなく、国民に向けている。個人が中心ではなく、国民が中心におかれている。旧約における契約はイスラエルの民が

神の民としての自覚を促すもので、王と国民の関係は、歴史的に王国が成立以降であり、統一王国では王の支配が徹底していたが、分裂王国時代になってからは王と国民との間で契約が交わされることになり、これは新しい形態となった。実例として「ヨヤダは、主と王と民の間に、主の民となる契約を結び、王と民の間でも契約を結んだ」とあり、祭司ヨヤダがヨアシユを王位につけた際に王と民との間にも契約を結ばせた。

部族間の契約では、アンモン人ナハシユがギレアドのヤベシユを包囲したとき、ヤベシユの住民から契約を結ぶ提案をしたが、ナハシユは「全員の右の目をえぐり出すのが条件だ」という。これに対しサウルは兵士を募つてアンモン人を攻めた事件が起こつた、ナハシユの契約は成立しなかったが、カナンに侵入後「あなたたちもこの地の住民と契約を結んではならない」と神の使いから戒められている。これはカナン人の風習に馴染んではならないことと警告のである。

個人間の契約では、イサクとアビメレクとの間に井戸に関する契約がある。また、ダビデとサウル王の息子ヨナタンの間で友情にあふれる契約が結ばれた。このように契約は物件にも、人格権にも契約が交され、契約自由の原則を窺わせている。

赤井節の「契約の観念をめぐつて」⁽²⁷⁾には、対人間の契約、神と人との間の契約に分けて論じているが、後者の史料はバビロニア捕囚後に多く現れ、契約 (berith) の語において顕著になっていることを明らかにしているのは興味深い。

七 終わりに

これまで見てきたように、古代イスラエル法においては、契約は法神授の形式で神との関係によって生みだされた。この契約は、個人に与えられた契約であっても民族、部族に向けられた社会契約の傾向が強く現れている。

更に、預言者に見られるごとく、神との契約は個人契約のようでありつつ、契約の実行において個人だけでなく、民族を越え全人類的な思想へと発展する。しかもイスラエル法ではアポディクティシユ方式で述べられる。

契約の自由に見られるように対等であることが強調されるが、必ずしも対等でなく、むしろ非対等の場合が多い。むしろ、信義誠実に見たように公正に行われることを重視している。イスラエルの民は年に一度、契約の更新と称して祭りを行い、そこで契約を復唱して確認する。契約には承諾の意思表示が強く求められる。

一般に契約では、契約が有効に成立すると、当事者はこれに拘束され、交わされた内容を遵守する義務が発生する。契約の履行が任意に履行されない（債務不履行）場合、債権者は訴訟手続あるいは強制執行手続をとる。それによって債務者に対し強制的に実現を求めめるのである（強制履行、現実的履行の強制）。また、債務不履行が発生した場合、契約はただの合意・約束とは違って、裁判を通じてその内容を強制的に実現することができる。また、債権者は、契約解除をなし、債務者に対し損害賠償請求をすることができる。しかし、古代イスラエル法では、神との契約関係では契約は必ず履行されるべきとして債務不履行の思想は見られない。古代イスラエル法に見られるのは、神と交わした契約はひたすら誠実に守り通す思想である。

注

- (1) 穂積重遠「旧約全書の契約概念」『松波先生還暦祝賀論文集』所収、有斐閣、一九二八年、五七―一二三頁。
- (2) 同上書、六二頁。
- (3) 藤林益三『聖書と契約』藤林益三著作集第五卷、東京布井出版、一九八五年。
- (4) 同上書、一一頁。
- (5) David Daube, *Studies in Biblical Law*, Cambridge University Press, 1947, p.3ff.
- (6) 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法』(第十三卷) 有斐閣、二〇〇六年、六〇頁。
- (7) Harold J. Berman, *Law and Revolution*, Harvard University Press, 1983, p.132.
- (8) 『自由の契約法理論』(山田千代子著、弘文堂、二〇〇八年)は、リバタリアズムに立脚して契約について論じている。第一部では「自由論と市場経済」と題して、自由社会の構造を考察するにあたって「人間像」と市場経済の意義及びその倫理的側面が取り上げている。第二部の「市場経済と契約法理論」では、契約という実践的な行為と自由、自律、分配、平等といった倫理的価値の関係についてリバタリアンの見解を引用して展開している。第三部の「契約法理論から法概念論へ」では、法哲学における法概念や法的思考、法的推論、法解釈といった問題が扱われており、深い示唆が与えられた。
- (9) 芦部信喜『憲法・第5版』、岩波書店、二〇一一年、一〇六頁。
- (10) 星野英一は、この点について意思自治の原則・私的自治の原則と契約の自由の原則とは区別されるべきであると訴えている。(『契約思想・契約の歴史と比較法』基本法学第4巻、岩波書店、一九八三年、六六頁)
- (11) 遠藤浩他『民法契約論 第4版』有斐閣(有斐閣双書)、一九九六年、一二頁。
- (12) 創世記一・二章一節
- (13) 道垣内弘人『ゼミナル民法入門(第4版)』日本経済新聞社、二〇〇八年、六四頁以下。
- (14) 創世記一七章八節。
- (15) 創世記一七章九節。
- (16) 遠藤浩『民法5 契約総論』青林書院、一九九七年、四八頁。

- (17) 出エジプト記一九章七、八節。
- (18) 藤林 前掲書、二三四頁以下。
- (19) エレミヤ三一章三三、三四節。
- (20) 藤林 前掲書、一九頁。
- (21) A. Alt, *Die Ursprünge des israelitischen Rechts* (Leipzig, 1934), S.40ff. この点について、拙著『法・思想・歴史』(ジーオー企画出版、二〇〇八年)、角間太郎『古代イスラエル法』(真文舎、一九七七年)など参照されたい。
- (22) 列王記下一一章一七節。
- (23) サムエル記上一一章一節以下。
- (24) 士師記二章二節。
- (25) 創世記二六章二七節以下。
- (26) サムエル記上一八章一節以下。
- (27) 赤井節『ヘブライズム法思想史の研究・序説』創文社、一九六九年、一九五頁以下。